

資料1 提出書類について

1 施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請（認定こども園・保育所申込）書
施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請（認定こども園・保育所申込）書
は、記入例を参考に記入の上、必ず提出してください。

2 児童生活調査票（満3歳児以上用）

児童生活調査票は、児童を教育する上での参考にしますので、家庭状況・児童の状況等を詳しく記入し、必ず提出してください。

一世帯から複数申し込みされる場合は、それぞれの児童ごとに申込書を作成してください。

資料2 延長保育について

教育標準時間の時間外に保育を実施した場合において、その延長保育に係る費用の一部を保護者に負担していただきます。

【対象施設】

幕別認定こども園

【対象時間】

- ・月曜日から金曜日の13時00分から16時00分までの3時間
- ・土曜日の8時30分から16時00分までの7時間30分
- ・長期休業期間の8時30分から16時00分までの7時間30分

【延長保育料】

上記時間内について、1時間あたり200円となります。延長保育料は月単位で集計し、翌月請求となります。

また、教育標準時間認定の方については、保護者の就労、入院等の理由により、延長保育料が減免になる場合があります。詳しくはこども課（電話：0155-54-6621）までお問い合わせください。

【利用方法】

事前申し込みにより、延長保育を実施しています。

【保育時間のイメージ】

月曜日～金曜日

8:30

13:00

16:00

教育

延長保育

土曜日・長期休業期間

8:30

16:00

延長保育

【施設等利用給付認定（新2号認定）について】※満3歳児は本認定を受けられません
教育標準認定の方のうち、保護者全員が下記の【施設等利用給付認定（新2号認定）を受けるための条件】の（1）～（10）のいずれかの事由に当てはまり、子どもが家庭において必要な保育を受けることが困難であるとされた場合には、新2号認定を受けることができます。

新2号認定を受けた場合、1か月分の延長保育料は、実利用額から利用日数×450円を差し引いた額になります。

新2号認定を受ける場合には、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」と「保育を必要とする理由」を証明するための書類を提出していただく必要があります。

【施設等利用給付認定（新2号認定）を受けるための条件】

- （1）日常の家事以外の仕事をしている場合。
- （2）妊娠中（母子健康手帳で確認）であるか、または出産後間がない場合。（産後3カ月まで）
- （3）疾病にかかり、若しくは負傷し、または精神若しくは身体に障害を有している場合。
- （4）同居の家族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護または看護している場合。
- （5）震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合。
- （6）求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合。（入園後1カ月まで）
- （7）学校または職業訓練校に在学している場合。
- （8）虐待やDVのおそれがある場合。
- （9）認定こども園に入園している児童の保護者が育児休業中である場合。
- （10）その他前各号に類する常態にある場合。

【施設等利用給付認定（新2号認定）の申込時の提出書類について】

1 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4)(様式第1号)

2 保護者の「保育を必要とする理由」を証明するための書類

保育を必要とする理由	提出書類
<p>(1) 就労 ※父・母ともに仕事をしている場合は、それぞれの勤務先の証明書が必要となります。</p>	<p>○就労証明書 ※就労証明書は必ず職場等に提出し、証明を受けてください。なお、必要に応じて勤務先に就労実態等について確認をさせていただく場合があります。 ※「就労証明書」の雇用期間は、<u>令和6年度の就労に対して証明</u>していただきます。事前の就労証明が発行不可の場合は、別紙1の療養等申告書で「5 仕事を探しているまたは探す」として提出してください。</p>
<p>(2) 妊娠・出産 ※出産日から3カ月まで</p>	<p>○母子健康手帳の写し(表紙…保護者氏名の記載があるもの) ○療養等申告書(別紙1)</p>
<p>(3) 疾病・障がい</p>	<p>○医師の診断書(疾病)、身体障害者手帳の写し(障がい) ※就労や保育が困難である等の旨が記載されているもの ○療養等申告書(別紙1)</p>
<p>(4) 介護・看護</p>	<p>○医師の診断書 ○療養等申告書(別紙1)</p>
<p>(5) 求職活動 ※入園後1カ月まで</p>	<p>○ハローワークカードの写し ○療養等申告書(別紙1) ※遅くとも4月末日までに就労先での「就労証明書」を提出してください。提出がない場合(就労先が決定していない場合)は退園となります。</p>
<p>(6) 就学</p>	<p>○在学証明書 ○時間割等、週または月の就学時間がわかる書類</p>